

先行団体における運営費交付金の算定方法

自治体名		国立大学法人 (H16～)		A 団体		B 団体															
算定方式	<p>総枠方式 (毎年度通減方式) 前年度の交付金対象経費に効率化係数を乗じる</p> <p>法人化により新たに要する経費</p> <p>毎年△1.0%</p> <p>標準運営費交付金</p> <p>特定運営費交付金 (退職金, プロジェクト的経費等)</p>	<p>総枠方式 (総額内年度間調整方式) 標準運営費交付金 6年間の交付金の総額を決め、総額の範囲内で法人の収支計画を踏まえて各年度の交付額を決定</p> <p>延べ15%の削減</p> <p>運営費交付金 (標準的経費分: 6年間総額 6.2億円)</p> <p>法人化により新たに要する経費</p> <p>○ 特定運営費交付金 特定運営費交付金: 退職手当, 職員派遣給与等</p>	<p>総枠方式 (毎年度通減方式) 標準運営費交付金 前年度の交付金対象経費に効率化係数を乗じる</p> <p>法人化により新たに要する経費</p> <p>毎年△0.25%</p> <p>標準運営費交付金 (物件費)</p> <p>○ 特定運営費交付金 特定運営費交付金 (退職金・プロジェクト的経費等)</p>																		
特徴	<p>・用途を問わない交付金は法人の自律化を促す</p>	<p>標準運営費交付金 ・財源を年度間で弾力的に調整配分できる (プロジェクト事業も含めた中期的マネジメントが可能となる一方で経営リスクも増す)</p>	<p>標準運営費交付金 (物件費) ・用途を問わない交付金は法人の自律化を促す ・年度間での財源調整を行わない (一定の効率化係数を乗じる→予算要求事務が軽減される) ・財源の削減効果は、他県に比べ比較的低い 標準運営費交付金 (人件費等) ・所要額を措置</p>																		
運営費交付金の構成	<table border="1"> <tr> <td>標準的経費</td> <td>一般管理経費 学部・大学院教育研究 先経費 附属施設経費 退職金等, プロジェ クト経費等</td> <td>効率化係数1%を乗じた額 (職員人件費含む) 効率化係数1%を乗じた額 (設置基準に基づく) 効率に係る人件費を除く) 効率化係数1%を乗じた額 (教職員人件費含む) 所要額を交付金として措置</td> </tr> <tr> <td>特別的経費</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>標準運営費交付金＝標準的経費－自主財源 特定運営費交付金＝特別的経費 ※施設整備費は交付金とは別に補助金で交付</p>	標準的経費	一般管理経費 学部・大学院教育研究 先経費 附属施設経費 退職金等, プロジェ クト経費等	効率化係数1%を乗じた額 (職員人件費含む) 効率化係数1%を乗じた額 (設置基準に基づく) 効率に係る人件費を除く) 効率化係数1%を乗じた額 (教職員人件費含む) 所要額を交付金として措置	特別的経費			<p>○ 6年分の運営費交付金を積算</p> <table border="1"> <tr> <td>標準的経費</td> <td>一般財源充当額</td> <td>人件費, 事業費の計から自主財源 (授業料等) を引いた額を6倍した額に効率化係数1.5%を乗じた額</td> </tr> <tr> <td>特別的経費</td> <td>法人化に伴う経費 退職金, 派遣職員給与</td> <td>年間所要額を6倍した額 所要額を措置</td> </tr> </table>	標準的経費	一般財源充当額	人件費, 事業費の計から自主財源 (授業料等) を引いた額を6倍した額に効率化係数1.5%を乗じた額	特別的経費	法人化に伴う経費 退職金, 派遣職員給与	年間所要額を6倍した額 所要額を措置	<table border="1"> <tr> <td>標準的経費</td> <td>人件費, 施設整備費 物件費 (法人化に伴う経費を含む)</td> <td>所要額を交付金として措置 (毎年度積算) 効率化係数0.25%を乗じた額</td> </tr> <tr> <td>特別的経費</td> <td>退職金, プロジェクト的経費等</td> <td>所要額を交付金として措置</td> </tr> </table> <p>標準運営費交付金＝標準的経費－自主財源 特定運営費交付金＝特別的経費</p>	標準的経費	人件費, 施設整備費 物件費 (法人化に伴う経費を含む)	所要額を交付金として措置 (毎年度積算) 効率化係数0.25%を乗じた額	特別的経費	退職金, プロジェクト的経費等	所要額を交付金として措置
標準的経費	一般管理経費 学部・大学院教育研究 先経費 附属施設経費 退職金等, プロジェ クト経費等	効率化係数1%を乗じた額 (職員人件費含む) 効率化係数1%を乗じた額 (設置基準に基づく) 効率に係る人件費を除く) 効率化係数1%を乗じた額 (教職員人件費含む) 所要額を交付金として措置																			
特別的経費																					
標準的経費	一般財源充当額	人件費, 事業費の計から自主財源 (授業料等) を引いた額を6倍した額に効率化係数1.5%を乗じた額																			
特別的経費	法人化に伴う経費 退職金, 派遣職員給与	年間所要額を6倍した額 所要額を措置																			
標準的経費	人件費, 施設整備費 物件費 (法人化に伴う経費を含む)	所要額を交付金として措置 (毎年度積算) 効率化係数0.25%を乗じた額																			
特別的経費	退職金, プロジェクト的経費等	所要額を交付金として措置																			
効率化係数	<p>毎年度1.0% (→標準的経費に乗じる)</p>	<p>6年間で15% (15%＝1+2+3+4+5%) 6年間の経費削減額＝一般財源見込み額×△15% 初年度の交付金額をAとしたとき6年間の総額＝A×6年－A×15%</p>	<p>毎年度0.25% (→標準的経費 (物件費) に乗じる)</p>																		
初年度の算定方法	所定の算式による	標準運営費交付金 初年度のみ県の場合と同様積み上げ要求 特定運営費交付金 初年度のみ県の場合と同様積み上げ要求 当然減や事業不執行によるものは原則使用させない	標準運営費交付金 (物件費) 初年度のみ県の場合と同様積み上げ要求 標準運営費 (人件費等), 特定運営費交付金 毎年度所要額を積み上げ要求 当然減や事業不執行によるものは原則使用させない。																		
経営努力の考え方	経営努力による利益は、文部科学省において認定	外部資金研究費収入の増額確保を促す観点から、法人にインセンティブを働かせる仕組みとして、事務費の事業費支弁制度を確立し、事務費相当額を運営費交付金と相殺することなく法人の自由用途とする。	外部資金については、運営費交付金の算定に反映させない。																		
外部資金の考え方	外部資金については、運営費交付金の算定に反映させない																				
交付方法 (交付回数)	交付回数4回 資金 (収支) 計画により交付金の配分を決定	年4回 (1/4ずつ同額を交付)	年4回 (1/4ずつ同額を交付)																		

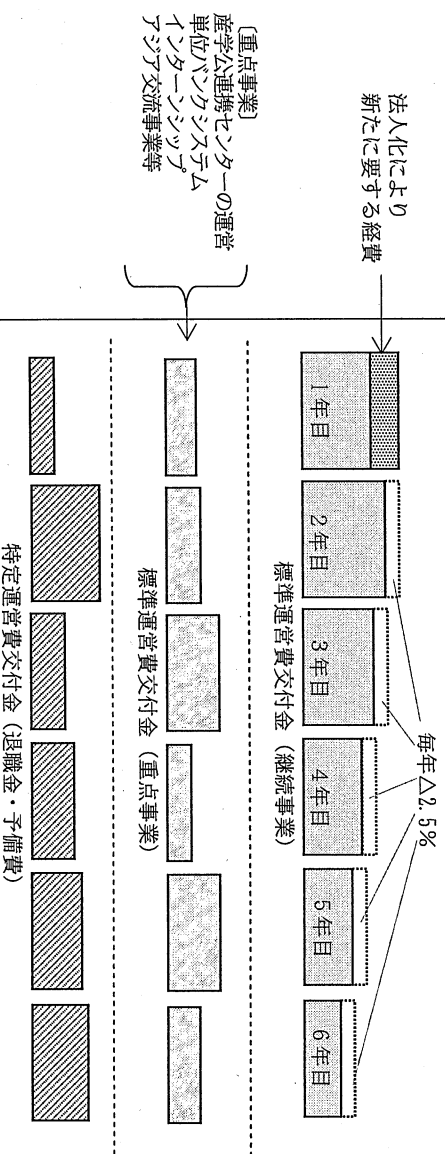
先行団体における運営費交付金の算定方法

目 治 方 体 式 名

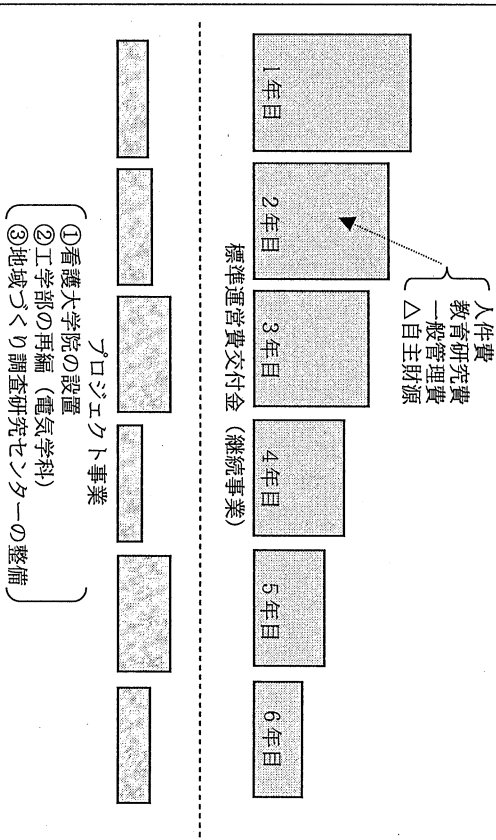
C 団 体

D 団 体

総枠方式(毎年度減額方式)
前年度の交付金額に効率化係数を乗じる



毎年度積み上げ方式



特 徴
・使途を問わない交付金は法人の自律化を促す
・予算要求事務が軽減される

・従来通りの県庁コントロール機能が温存され、法人の自律化は期待できない

標準運営費交付金	一般財源充当額	人件費、事業費の計から自主財源(授業料等)を引いた額に効率化係数2.5%を乗じる。
特定運営費交付金	重点事業(上記参照)	所要額を交付金として措置
	退職金	〃
	予備費	〃
	入学金相当額	を交付金として措置

※施設整備費は交付金とは別に補助金で交付

運営費交付金=人件費(前年12/1実数×△県の人件費削減率)+**教育研究費**(研究費, 教務学生費, △財政改革プログラムの削減額)+**一般管理費**(大学管理運営費, 附属施設運営費, △財政改革プログラムの削減額)-**自主財源**(授業料・入学金, 入学検査料等)
※受託・共同研究等の外部資金は自主財源に含まない
※中期計画に位置づけられる**プロジェクト事業**は運営費交付金で交付
※施設整備費は交付金とは別に補助金で交付

効 率 化 係 数
初年度 2.5% (→標準運営費交付金(一般財源充当額)に乘じる)
標準運営費交付金 = [H⑩] 予算的経常的経費(一般財源充当額) + 法人化に伴う当然増] × 効率化係数 2.5% + 重点事業費等
特定運営費交付金 = 退職金 + 予備費
※ただし、人件費については、再編統合前の定数による見積額による

なし
積み上げ

経営努力の考え方
【収入】
・自己収入の増によって生じた利益は経営努力として認定
【経費削減】
・標準運営費交付金による利益は経営努力として認定
・標準運営費交付金(重点事業等)による利益は、法人が経営努力によるものとして立証した場合に認定
・特定運営費交付金による利益は経営努力として認定しない

基本的に利益は全て経営努力として認定する方向

外部資金の考え方
外部資金が増えても運営費交付金は減額しない

外部資金が増えても運営費交付金は減額しない

交付方法
(交付回数)
年4回
資金(収支)計画により交付金の配分を決定

年4回
資金(収支)計画により交付金の配分を決定